

令和7年度鶴岡市国民健康保険運営協議会

第4回会議録

I. 日 時 令和8年2月10日(火) 13:00~14:15

II. 場 所 鶴岡市役所 別棟2号館 21, 22, 23号会議室

III. 出席状況

		出 席	欠 席
委 員	被保険者代表	佐藤隆雄、上林淳、亀井栄一、 岩本輝久、本間加知子	
	保険医・保険薬剤師 代表	福原晶子、佐久間正幸、菅原真樹	和田瑞可 鳥海良明
	公益代表	菅井巖、佐藤麻里、今野祥子、 佐藤久樹	鈴木聡
	被用者保険代表	小池信明	
	計	13名	3名
市 側	伊藤副市長 菅原健康福祉部長 関係課長等 山口国保年金課長、丸山課税課長、齋藤納税課長、 五十嵐健康課長、阿部スポーツ課長、齋藤朝日庁舎 地域づくり推進課長 国保年金課 五十嵐課長補佐、田村国保年金専門員 黒坂専門員、池原主事		計 12名

IV. 公開・非公開の別 公開

V. 傍聴者の人数 0人

VI. 議事概要

1. 開 会 国保年金課長

2. あいさつ 佐藤会長

3. 会議録署名委員の指名

- ・佐藤会長より菅原真樹委員（保険医・保険薬剤師代表）、佐藤麻里委員（公益代表）を指名した。

4. 議 題

(1) 令和8年度鶴岡市国民健康保険事業計画(案)について(説明:国保年金課長)

◆質問・意見

委員①

40歳以上の年齢を対象者に人間ドックの助成を7,000円行うとあるが、案であって実施はしていないのか。

国保年金課長

人間ドックの7,000円の助成はこれまでも行っており、令和7年度も行っている。令和8年度も引き続き行う。

委員①

出羽商工会では、貯蓄共済から補助金が出るが、それと合わせてもらうことができるか。

国保年金課長

人間ドックの料金は、医療機関ごとに違うが、鶴岡市の国保の方は、この料金から7,000円が引かれて請求されるので、自己負担した部分を補填できるということだと思われる。

委員②

ジェネリック医薬品は、使用割合の目標を90%としているが、現在90%に達していないのか。

国保年金課長

実際は90%を超えており、高止まりの状態である。これ以上低くならないように目標を90%としている。

委員②

ジェネリックを使用していない方はいるが、先発品でないと保険適用にならない方がほとんどである。製薬会社も後発品が出ると先発品を作るのをやめてしまうので、今の状況で使用率が下がることはないと思っている。高いままでいければ問題はない。

委員③

みなし健診の実施により、当然受診率は上がると思うが、健診を受けた後の措置が重要になる。健康経営、受診勧奨、保健指導が大事だと思う。鶴岡市としての考え方を聞きたい。

国保年金課長

特定保健指導については、事業計画(4)②でも簡単ではあるが説明させていただいた。みなし健診は、かかりつけ医になるため、医療機関の先生とも情報共有をしながら保健指導を進めていきたい。

委員③

みなし健診の実施を機会に、健診後の対策として強力に推進したいと策を考えていることがあれば教えて欲しい。

健康課長

今のところ、このみなし健診の実施に伴い、新たに強化して行くことは考えてはいないが、今後そのようなことも踏まえて検討して行ければと思う。

委員④

みなし健診は、特定健診の受診率に今後含まれるのか。

国保年金課長

特定健診の受診率に反映される。

委員④

みなし健診の受診率も数字として出てくるか。

国保年金課長

先行事例の実施状況によると、みなし健診の受診率の結果は、県から報告がある。鶴岡市が導入した場合も同じように結果が提供されると思われる。

委員②

みなし健診は、医療機関から国保連合会に診療情報を提供する取り組み。かかりつけ医から血圧、身長、体重などのデータを取り寄せて、データに載せるということか。

国保年金課長

紙ベースで検査結果を医療機関からご記入いただく方式になっている。システムに入力するようなものではない。

委員②

マイナンバーでは、過去の検診履歴が出てくるが、そこには情報は出て来ないのか。

国保年金課長

その後の処理は手持ち資料がなく、わかり次第、回答させていただく。

委員②

データの取り寄せは大変だろうと思う。入力の手間もあるし、簡単ではないと思う。

委員④

国保税の納付について、滞納、差押え、現在の状況を聞きたい。

納税課長

滞納処分状況について、一般的には、納期限まで納付がない場合は、督促状を送付し、それでも納付がない場合は、催告書を段階的に送付し、納付をお願いしているが、それでも特段の事情がなく、納付がない場合は、期限内に納付された方との公平を保つために、必要な調査を行った上で、やむを得ず差し押え等の滞納処分を行うこととしている。令和6年度の差押えの実績は、国民健康保険税を含めた市税全体での件数になるが、年間で760件、内訳は、生命保険契約、預貯金、給与等の差押えとなる。これに対する取立額は、約6,200万円となっている。令和7年度の実績は、令和8年1月現在で約600件である。

委員④

マイナンバーカードの電子証明書の期限が5年ということで、今後、更新時期に入る方が増えると思われる。更新忘れなどで、マイナ保険証も切れてしまわないか心配されるが、その対策は。

国保年金課長

マイナンバーカードの有効期限に関しては、対象者に市民課から事前に案内が届くが、更新を逃してしまい、マイナンバーカード自体が使えない方に関しては、保険者にも有効期限切れの情報が定期的が届くため、その方には資格確認書を送付している。受診の際に不都合が生じないように対応している。

会長

他に質問、意見がなければ挙手をもって承諾を得る。

挙手全員であり、承認と認める。

(2) 令和8年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算(案)について

・事業勘定 当初予算(案)の概要 ほか(説明:国保年金課長)

・直営診療施設勘定 当初予算(案)の概要(説明:朝日庁舎地域づくり推進課長)

◆質問・意見

委員②

朝日の各直営診療所の利用人数は、どのくらい減っているか。

朝日庁舎地域づくり推進課長

各診療所の延べ人数は、令和6年度の実績で上田沢が291人、大網が796人。

令和5年度と比較すると上田沢が298人で7人減。大網は、かなり減っており、

令和5年度が932人で、約130人減少している状況。

委員②

人口が減っているのか。

朝日庁舎地域づくり推進課長

人口減もあるが、定期的に通院している方がお亡くなりになったり、施設入

所する方が増えており、新規の利用者は増えていない。

委員②

一般管理費で人件費が上がっているとの説明だったが、嘱託医の給与も上がっているか。

朝日庁舎地域づくり推進課長

医師、事務職員の方も両方上がっている。

委員⑤

6ページ歳出の保健事業費、3,311千円減少の理由は。みなし健診が新規で始まるが、含めて削減で良いか。

国保年金課長

健診結果異常値放置者に受診を勧奨しているが、実績を基に対象者数を精査した結果、総額で減となった。

みなし健診は県負担であり、市の予算には若干の負担である。

委員②

高額療養費の傾向として、人数が増えているのか、人数も金額も増えているのか。

国保年金課長

被保険者数は減っており、高額療養費に該当する方が劇的に増加しているわけではないが、一人当たりの医療費等の動向から考えると高額な医療を受ける方が増加していると思われる。

委員②

一人で5千万円、1億円かかる方はいるか。

国保年金課長

令和6年度の実績で1か月5千万円はいないが、1千万を超える方は何人かいる。若干ずつ増えているため、高額療養費の増に結び付いていると思う。

委員④

今回の高額療養費の増額は、制度改正に伴う見込みによるものか。

国保年金課長

今、検討が行われている高額療養費の見直し部分は加味していない。

会長

令和8年度予算は、3月議会定例会で審議される案件であり、承認等の採決は行わない。委員の方々から出された意見は今後の参考にさせていただきたい。

(3) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について（説明：国保年金課長）

- ・課税限度額の引き上げ
- ・低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げ
- ・子ども・子育て支援金分に係る軽減

◆質問・意見

委員⑥

課税限度額は、鶴岡市独自で決めているのか。

国保年金課長

国保税の課税限度額は、市では条例で定めることになるが、地方税法施行令により、国の基準が決められており、年度末に政令が交付され、それに基づき市の条例を改正するものである。

委員④

課税限度額に達する世帯数の令和8年度の見込みは。

国保年金課長

令和8年度税率引き下げの税率で試算した結果では、67万円に達する世帯は、約200世帯で全体の1.4%と見込んでいる。

委員④

国から基準額が示され、条例で定めるということで、各自治体で限度額は判断できるものと個人的には感じている。これまで国のルールのとおりで鶴岡市は上げてきたわけではあるが、国のルールでは1.5%とされているところ、市の見込みは1.4%ということである。農家の方々の所得が上がり、限度額に達する方が増えるのではという見込みも反映されているか。

国保年金課長

試算にあたっての令和7年中の所得の伸びに関しては、市全体の税収の伸び

の見込みを参考にしている。

委員④

低所得者の軽減は必要不可欠だが、限度額に達した全体の額との相関を見ると、逆に税収が増えるということになる。バランスを取りながらも 1.5%をすでに切っているという状況を見ても、限度額は独自に引き下げるべきであり、引き上げるべきではないとみている。

委員⑤

産前産後期間の保険税 4 か月分が免除されるとのことだが、市では対象者をどのように把握しているのか、周知はどのようにしているか。

国保年金課長

母子健康手帳の交付時にチラシを配っており、出産予定日の 6 か月前から免除申請をすることができるようになっている。申請をしなかった場合でも出産をしたという事実を市で把握できるため、職権処理を行っている。

会長

国保税条例の一部改正は、今後議会で審議される案件であるため、この場で承認等の採決は行わない。委員の方から出されたご意見は今後の参考とさせていただきたい。

(4) その他
特になし

5. その他

- 事務局（国保年金課長）より
 - ・会議開催時間について
 - ・令和 8 年度開催日の予定について

6. 閉 会

- あいさつ（副市長）

議 長

佐藤 久樹

会議録署名委員

菅原 真樹

会議録署名委員

佐藤 麻里